

新日本スポーツ連盟 千葉県テニス協議会 規約

- 第1条 (名称) この会は千葉県テニス協議会と称し、事務局を千葉市稲毛区穴川3-1-17
新日本スポーツ連盟千葉県連盟に置く。
- 第2条 (目的) この会は、新日本スポーツ連盟千葉県連盟及び全国テニス協議会
の主旨に基づいて、テニスを通し会員の健康増進、会員相互の親睦を深める
とともにテニスの普及と発展を図ることを目的とする。
- 第3条 (活動) この会は前条の目的を達成する為に次の活動を行う。
1、スポーツ祭典等のテニス大会を開催する。
2、上記目的を達成させる為の諸活動を行う。
3、講習会・練習会・親睦会等の開催
- 第4条 (構成) この会は千葉県及び千葉県近郊に在住、在勤、在学する個人又は団体のテニス
愛好者で構成する。
- 第5条 (総会) 総会はこの会の最高決議機関であり、毎年1回開催され次の事項を審議・決定する。
1、活動方針の審議・決定
2、予算の決定及び決算の承認
3、規約の改訂
4、役員を選出
5、その他重要事項についての決定
- 第6条(運営委員会)この会の運営を円滑にするために運営委員会を置く。運営委員会は総会の決定に
基づく執行機関であり、運営委員長がこれを招集する。
- 第7条 (役員) 本会は、下記の役員によって運営され、総会において選出される。
会長1名、副会長若干名、運営委員長1名、副運営委員若干名、
会計1名、運営委員若干名、監事1名
- 第8条 (収入) この会の経費は次の収入をもってこれに充てる。
1、会費
2、事業収入
3、寄付金
4、その他
- 第9条 (会費) 会員の年会費は次の通りとする。
1、3月登録者(年間登録) 1500円(1人につき)
9月登録者(後期登録) 1000円
2、新規加盟クラブ(1名でもクラブとする) 2000円
- 第9条 (会計年度) この会の会計年度は4月1日より翌年の3月末日までとする。
- 第10条 (規約の改定)
この規約の改正は出席代議員の3分の2以上の賛成をもって議決する。

付記

1983年4月 1日制定
2008年4月 6日改訂
2014年4月 29日改訂